

建築指導課関係 申請手数料一覧表

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

				審査適合証 有	審査適合証 無
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として認定を申請する場合	標準入力法等			5,610円	35,000円
	誘導仕様基準			5,610円	17,400円
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	標準入力法等	2戸以上 5戸以内	9,670円	64,100円
			6戸以上 10戸以内	15,900円	90,100円
			11戸以上 25戸以内	26,000円	126,000円
			26戸以上 50戸以内	42,700円	181,000円
			51戸以上 100戸以内	74,800円	259,000円
			101戸以上 200戸以内	116,000円	349,000円
			201戸以上 300戸以内	147,000円	459,000円
	(2)住戸部分以外の部分	標準入力法等	301戸以上	159,000円	540,000円
			0㎡～ 300㎡以内	10,700円	102,000円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	27,300円	168,000円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	74,800円	258,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	116,000円	330,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	146,000円	394,000円
			25,000㎡超～	181,000円	458,000円
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	誘導仕様基準	2戸以上 5戸以内	9,670円	30,700円
			6戸以上 10戸以内	15,900円	44,300円
			11戸以上 25戸以内	26,000円	63,400円
			26戸以上 50戸以内	42,700円	95,400円
			51戸以上 100戸以内	74,800円	143,000円
			101戸以上 200戸以内	116,000円	203,000円
			201戸以上 300戸以内	147,000円	263,000円
	(2)住戸部分以外の部分	誘導仕様基準	301戸以上	159,000円	300,000円
			0㎡～ 300㎡以内	10,700円	44,900円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	27,300円	81,900円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	74,800円	147,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	116,000円	201,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	146,000円	244,000円
			25,000㎡超～	181,000円	292,000円
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分を単位として認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	標準入力法・主要入力法	標準入力法等	0㎡～ 300㎡以内	14,200円	227,000円
			300㎡超～ 1,000㎡以内	21,700円	283,000円
			1,000㎡超～ 2,000㎡以内	32,700円	361,000円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	81,900円	511,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	124,000円	625,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	155,000円	736,000円
			25,000㎡超～	192,000円	838,000円
	モデル建築物法	モデル建築物法	0㎡～ 300㎡以内	14,000円	89,000円
			300㎡超～ 1,000㎡以内	21,700円	120,000円
			1,000㎡超～ 2,000㎡以内	32,400円	153,000円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	81,200円	240,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	123,000円	307,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	154,000円	367,000円
			25,000㎡超～	190,000円	428,000円
5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額					
6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額					

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合

1戸又は1棟につき

950円

				審査適合証 有	審査適合証 無
1 1戸建ての住宅又は複合建築物（住戸が1戸のみ）を単位として変更の認定を申請する場合	標準等入力			4,830円	19,500円
	基準仕様			4,830円	10,700円
2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。） (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	標準入力法等	2戸以上 5戸以内	8,890円	36,100円
			6戸以上 10戸以内	14,900円	52,000円
			11戸以上 25戸以内	24,600円	74,900円
			26戸以上 50戸以内	40,700円	110,000円
			51戸以上 100戸以内	72,100円	164,000円
			101戸以上 200戸以内	113,000円	230,000円
			201戸以上 300戸以内	143,000円	299,000円
	(2)住戸部分以外の部分		301戸以上	153,000円	344,000円
			0㎡～ 300㎡以内	9,470円	55,200円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	25,200円	95,700円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	72,200円	164,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	113,000円	220,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	142,000円	266,000円
			25,000㎡超～	177,000円	316,000円
3 誘導仕様基準の評価をしている共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住戸が1戸のみを除く）を単位として変更の認定を申請する場合 (1)及び(2)に定める金額を合計した金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(1)に定める金額）	(1)戸数	誘導仕様基準	2戸以上 5戸以内	8,890円	19,500円
			6戸以上 10戸以内	14,900円	29,200円
			11戸以上 25戸以内	24,600円	43,500円
			26戸以上 50戸以内	40,700円	67,500円
			51戸以上 100戸以内	72,100円	107,000円
			101戸以上 200戸以内	113,000円	158,000円
			201戸以上 300戸以内	143,000円	203,000円
	(2)住戸部分以外の部分		301戸以上	153,000円	226,000円
			0㎡～ 300㎡以内	9,470円	26,600円
			300㎡超～ 2,000㎡以内	25,200円	52,800円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	72,200円	109,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	113,000円	156,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	142,000円	193,000円
			25,000㎡超～	177,000円	235,000円
4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分を単位として変更の認定を申請する場合、床面積の合計の区分に応じた金額	標準入力法・主要入力法		0㎡～ 300㎡以内	11,200円	117,000円
			300㎡超～ 1,000㎡以内	18,000円	148,000円
			1,000㎡超～ 2,000㎡以内	27,900円	192,000円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	75,700円	290,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	117,000円	367,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	147,000円	437,000円
			25,000㎡超～	183,000円	506,000円
	モデル建築物法		0㎡～ 300㎡以内	11,100円	48,600円
			300㎡超～ 1,000㎡以内	18,000円	67,100円
			1,000㎡超～ 2,000㎡以内	27,700円	88,300円
			2,000㎡超～ 5,000㎡以内	75,100円	154,000円
			5,000㎡超～ 10,000㎡以内	116,000円	208,000円
			10,000㎡超～ 25,000㎡以内	146,000円	252,000円
			25,000㎡超～	181,000円	300,000円
5 複合建築物（住戸が1戸のみ）の全体の変更の認定を申請する場合 1及び4に規定する金額を合計した金額					
6 複合建築物（住戸が1戸のみを除く）の全体の変更の認定を申請する場合 2又は3及び4に規定する金額を合計した金額					